

令和8年2月

置賜広域行政事務組合議会 定例会会議録

令和8年2月19日

置賜広域行政事務組合

出欠議員氏名

出席議員（23名）

1番	島	軒	純	一	議員	2番	相	田	克	平	議員	
3番	工	藤	正	雄	議員	4番	内	谷	邦	彦	議員	
5番	金	子	豊	美	議員	6番	渡	部	秀	樹	議員	
8番	山	口	裕	昭	議員	9番	須	藤	清	市	議員	
10番	関		陽	介	議員	11番	秋	葉	晶	子	議員	
12番	平			誠	議員	13番	鈴	木	幸	廣	議員	
14番	神	村	建	二	議員	15番	寒	河	江	寿	樹	議員
16番	菅	原	隆	男	議員	17番	金	田		悟	議員	
18番	関		千	鶴	子	議員	19番	屋	嶋	雅	一	議員
20番	松	山	和	好	議員	21番	高	橋		勝	議員	
22番	安	部	春	美	議員	23番	遠	藤	和	彦	議員	
24番	小	関	和	好	議員							

欠席議員

7番 遠 藤 榮 吉 議員

出席要求による出席者職氏名

理事長	米沢市長	近	藤	洋	介	代表監査委員	吉	田	正	幸		
事務局	局長	高	橋		賢	消防	長	高	橋	清	一	
事務局次長兼総務課長		山	口	敬	次郎	施設	課	長	梅	津	憲	司
長井クリーンセンター所長		金	子	和	幸	千代田クリーンセンター所長		石	川	和	規	
消防次長兼消防総務課長		須	藤	俊	明	消防次長兼米沢消防署長		杉	原	利	彦	
消防次長兼南陽消防署長		宮	地	一	昭	予防	課	長	五十嵐	和	明	
警防課	長	勝	見	善	之	救急救助課	長	青	木	信	徳	
通信指令課	長	松	田	寛	恭	高島消防署	長	山	木	広	志	
川西消防署	長	江	口	康	祐							

出席した事務局職員職氏名

議会書記	長	細	谷		晃	議会主幹	遠	藤	桂	子
総務課	長	補	佐	鈴	木	淳	志			

議 事 日 程

開 議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 一般質問
日程第4 議第 1 号 負担金の支出につき追認を求める件について
日程第5 議第 2 号 負担金の支出につき追認を求める件について
日程第6 議第 3 号 負担金の支出につき追認を求める件について
日程第7 議第 4 号 負担金の請求等につき追認を求める件について
日程第8 議第 5 号 負担金の請求等につき追認を求める件について
日程第9 議第 6 号 負担金の請求等につき追認を求める件について
日程第10 議第 7 号 負担金の請求等につき追認を求める件について
日程第11 議第 8 号 負担金の請求等につき追認を求める件について
日程第12 議第 9 号 負担金の請求等につき追認を求める件について
日程第13 議第 10 号 負担金の請求等につき追認を求める件について
日程第14 議第 11 号 負担金の請求等につき追認を求める件について
日程第15 議第 12 号 負担金の請求等及び戻出につき追認を求める件について
日程第16 議第 13 号 負担金の請求等及び戻出並びに返還金の支出につき追認を求
める件について
日程第17 議第 14 号 扶助費の請求等及び戻出並びに返還金の支出につき追認を求
める件について
日程第18 議第 15 号 契約の締結につき追認を求める件について
日程第19 議第 16 号 組合有財産（救助工作車）の取得の一部変更について
日程第20 議第 17 号 置賜広域行政事務組合広域交流拠点施設（余熱利用施設）の
設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第21 議第 18 号 置賜広域行政事務組合火災予防条例の一部改正について
日程第22 議第 19 号 令和7年度置賜広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）
日程第23 議第 20 号 令和8年度置賜広域行政事務組合一般会計予算
日程第24 議第 21 号 令和8年度置賜広域行政事務組合消防特別会計予算

追加日程 閉会中の継続調査について

午後2時00分 開会・開議

○安部春美議長 本日の会議に欠席通告の議員は、7番、遠藤榮吉議員であります。
よって、ただいまの出席議員は、23名であります。

去る2月5日招集告示されました、令和8年2月置賜広域行政事務組合議会定例会は、
ここに成立いたしました。

ただいまから、令和8年2月置賜広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の会議は、お手元に配付の議事日程により進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○安部春美議長 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第88条の規定により指名いたします。

3番 工藤正雄 議員
16番 菅原隆男 議員
21番 高橋 勝 議員
以上3名の方をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

○安部春美議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。

本定例会の会期を本日1日間と定めたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安部春美議長 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

午後2時01分 休 憩

○安部春美議長 ここで、暫時休憩いたします。

〔1番 島軒純一議員 質問席に移動〕

午後2時01分 開 議

○安部春美議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3 一般質問

○安部春美議長 日程第3、一般質問を行います。

発言を許可します。

1番、島軒純一議員。

〔1番 島軒純一議員 登壇〕

○1番（島軒純一議員） 議長の許可をいただきましたので、発言いたします。

私は、置賜広域行政事務組合における議員構成の在り方について、理事長にお伺いいたします。本組合は、消防、環境衛生の広域的な行政サービスなど、住民生活に直結する重要な事務を担っており、その意思決定を行う議会の構成が、住民の理解と信頼のもとに成り立つことは極めて重要であります。

現在の議員定数は、構成市町の人口規模や、行政需要の違いに関わらず、同数を基本とする仕組みとなっております。この制度は、各市町の対等性を尊重する観点から、形成されてきたものと、歴史的経過は理解するところであります。

しかし、一方で、人口構成や社会状況が大きく変化する中、代表性と公平性の均衡をどのように確保するかは、将来の広域行政運営にとって、避けて通れない課題であります。とりわけ、住民数との関係において、議会構成の妥当性が問われることは、制度の正当性そのものに関わる問題でもあります。もとより、本件は、特定の市町の利害を論じるものではなく、置賜地域全体の持続可能な制度設計という観点からの問題提起であります。以上を踏まえ、理事長に3点お伺いいたします。

第1に、現行制度の成り立ちと考え方についてですが、現在、人口規模は、財政負担の違いに関わらず、各市町から一律3名の議員を選出しています。一方で、構成自治体間には、人口規模に一定の差が生じている状況にあります。こうした状況を踏まえ、現行の議員定数の在り方が、どのような経過や考え方に基づいて今日に至っているか、理事長の認識をお伺いいたします。

第2に代表性或公平性に対する認識についてお伺いいたします。同一組合議会において、議員1人当たりが代表する住民数には、結果として差が生じています。一方では、議員1人が代表する住民数は約2,000人です。一方では、同じく2万5,000人です。その差は、実に12倍以上です。

この点について、住民代表制や議会の在り方という観点から、どのように受け止めているのか、理事長の認識を伺います。

第3に今後の検討の方向性についてですが、人口減少や自治体を取り巻く環境の変化が進む中で、組合議会の構成についても、時代に即した在り方を丁寧に検討していく必要を感じる場面もあるのではないかと考えております。

今後、議員定数の在り方について、論点整理や協議を行うことの必要性について、理事長の所見をお伺いし、壇上からの質問といたします。

○安部春美議長 答弁を求めます。近藤理事長。

○近藤洋介理事長 ただいまの島軒純一議員の御質問にお答えをいたします。

本組合の設立につきましては、昭和45年7月に置賜3市5町が均衡ある発展と広域化した生活圏の振興整備を図るため、自治省より「置賜広域市町村圏」の指定を受けた

ことから、同年8月に置賜広域行政協議会が設立され、昭和46年7月13日に「置賜広域行政事務組合」の設立について、県知事より許可を受け、以来、本格的な広域行政を推進しております。

御質問の1点目、「現行制度の成り立ちと考え方」についてであります。本組合議会の議員定数等につきましては、組合規約に定めておりますが、本組合を設立する際に設置した、置賜広域行政協議会、委員は、吉池慶太郎米沢市長、羽田貞三長井市長、佐藤義一南陽市長、新野広吉高畠町長、斉藤義一川西町長、菊地秀夫白鷹町長、樋口俊三飯豊町長、今周一郎小国町長でありましたが、その協議の中で、構成市町から3名ずつ選出し、24名とすることを取り決め、その後、構成市町の各議会で議決を得たうえで、県知事の許可を得ております。

なお、設立を検討した置賜広域行政協議会の協議内容を記録した会議録等の資料が保存されておらず、議員定数等を決めた際の詳しい経過を把握することは困難でありますので、現行制度の成り立ちに関しては答弁いたしかねますが、考えられるとすれば、3市5町の均衡ある発展を図る観点から、現在の議員定数等になったのではないかと考えられます。

次に、2点目の「代表制及び公平性に対する認識」についてであります。人口規模に違いがある中で、構成市町の議会から均等に議員を選出していることは、議員一人当たりに対する住民数に差が出ていることは承知しているところであります。

なお、住民代表制は、日本国憲法に基づき、地方公共団体における、首長と議会議員の両方を、住民が直接選挙で選ぶ制度を指しており、この制度は二元代表制とも呼ばれ、首長と議会が、それぞれ住民を代表し対等な立場で相互に抑制と均衡を保ちながら地方自治体の運営を行うもので、地域の実情や住民の意思が政策決定に反映されるものになります。

一方、特別地方公共団体である本組合のような一部事務組合は、第一義的な構成員は住民ではなく、組合を構成する市町であります。

また、組合規約の変更といった組合運営上の重要事項については、構成市町議会での議決を要します。

さらに、組合の運営方針は、構成市町の首長や議会の意思と深い関係性を有するといった性格をもっております。

このように、一部事務組合は、その性格上、構成市町の執行機関や議会と、密接不可分の関係において組織されることが必然的でありますので、本組合議会の議員については、構成市町議会の議員の中で間接選挙により選任されており、地域の実情や住民の意思が反映されるものと考えております。

また、公平性に関しましては、本組合が事業を行う際は、これまでも構成市町の首長や本組合議会からも御意見をいただいたうえで、地域の実情や住民の意思に沿った内容の事業を推進していることもあり、公平性という観点を鑑みて影響は少ないものと考えております。

最後に、3点目の「今後の検討の方向性」についてであります。置賜地域のみならず、県内外の一部事務組合では議員の配分人数を人口規模等に関わらず、均等の人数にしている一部事務組合もありますが、構成市町ごとに配分人数に違いを設けている一部事務組合も存在し、議員定数等につきましては、地域の事情等に伴い、様々な配分方法

を用いている状況にあります。

なお、県内の状況としましては、本組合のような一部事務組合が22団体ございますが、そのうち地方公共団体の議会議員が議員を務める団体は、16団体であります。その16団体のうち、議員数均等割りとしている団体が6団体、構成市町ごとに配分人数に違いを設けている団体が10団体となっております。

こういった状況を踏まえるとともに、置賜地域においても、今後、人口減少等により構成市町を取り巻く環境が厳しくなるものと想定されていることもあり、時代に即した在り方を議論することも必要でありますので、本日の一般質問を受けまして、まずは理事会で意見交換を行う必要があると考えております。

なお、議員定数等を変更する場合は、当然ながら本組合規約の変更を行うこととなります。そのためには、構成市町の各議会での議決が必要でありますので、本組合議会及び構成市町の議会においても議論が必要になるものと考えます。

以上、御理解を賜りますようお願いいたします。

○安部春美議長 島軒純一議員。

○1番（島軒純一議員）御答弁ありがとうございました。ただいまの答弁では、これまでの経緯を踏まえつつ、今後、理事会で協議をしていくという趣旨が示されました。

そこで確認をいたします。理事会での協議とは、単なる意見交換に留まるのか、それとも、議員定数の在り方について、具体的な論点整理や方向性の検討までも含むのか、その位置付けについて、明確にお答えをいただきたいと思っております。

○安部春美議長 近藤理事長。

○近藤洋介理事長 お答えをいたします。本日の議会で問題の提起を受けまして、まずは各理事の皆様との意見交換を行うこととしたい。この件については、極めて、置賜広域行政事務組合の意思決定の根幹に関わる議案でもございますので、まずは、丁寧に理事の皆様のお伺いすることから、予断を持たずに始めさせていただきたい、このように思っております。

○安部春美議長 島軒純一議員。

○1番（島軒純一議員）そうすると、まずは話合いから進める。論点整理とか、具体的に方向性を決めて協議することはないということですか。

○安部春美議長 近藤理事長。

○近藤洋介理事長 先ほども御答弁申し上げたとおり、本件は、理事会のみで決定できるものでは到底なく、いわゆる各議会における議論、議決を経なければ、まとまらないものでございますから、理事会のみが先行するということもなく、まずは各理事の皆様のお意見を聞き、そして、各自治体においても議論が進められる。このように認識をしているところでもございます。

○安部春美議長 島軒純一議員。

○1番（島軒純一議員）理事長としてリーダーシップを持って、御自分の考えも含んで、協議していただきたいところでもありますけれども、ここに話を持っていくと時間が足りなくなりますので、次の質問に行きます。

検討をされて、実施時期の見通しがなければ、実質的な前進に繋がらないと思っております。いつ頃までに一定の整理を行う考えか、また、その結果を議会にどのように示すのか、具体的なスケジュール感について、理事長のお考えをお聞かせください。

○安部春美議長 近藤理事長。

○近藤洋介理事長 重ねて恐縮であります。本件は理事会だけで決定できるものではないです。各自治体の議会の議決が必要な事案でもございますので、置賜広域行政事務組合の内部協議だけで留まる話では、到底ないわけでありまして。

したがって、この話をいつまでにどうするというのをこの場で申し上げるのは、いささか時期尚早ではないかと。まずは理事会において、各理事の話を聞いてみる必要がありますと考へます。

○安部春美議長 島軒純一議員。

○1番（島軒純一議員）この件は、もちろん各自治体の議会で、議決を得なければならぬと思ひます。私も理解しているところでありましてけれども、方向性を示してこれだどうだという案を出すのは理事会じゃないですか。それに基づいて、その案がいいのかどうか議論し議決していくのは、各自治体にあるのではないですか。お答えください。

○安部春美議長 近藤理事長。

○近藤洋介理事長 卵が先か鶏が先かの議論に近いと思ひますが、基本的に構成市町の理事が、置賜3市5町の各議会の議決を得られなければ、規約の変更はできないわけでございます。

今日の本議会で島軒議員の御質問は承りましたし、この話が出たということについて、その進め方も含め、各理事で意見交換をさせていただくことが大事かと考へます。と申しますのも、本県の人数ですが、例えば、仮に先ほどの壇上での御質問でも、1人当たりの住民数で10倍を超える差があるという御指摘をされました。裏を返しますと、24名の議員を人口割にしますと、米沢市は10名、一方で、個別に名前を申し上げて恐縮ですが、飯豊町等では1名に満たないとなるわけですね。要するに、大きな変更を迫られる話にもなりますので、私としては、均衡ある置賜の全域の発展という観点から、各理事の御意見をきちんとお伺いすることから始めていくこととし、予断を持って進めるのではなく、御意見を聞くことから始めさせていただきたいと重ねて申し上げているところでございます。

○安部春美議長 島軒純一議員。

○1番（島軒純一議員）理事会側から提案があるべきだという点は、指摘しておきたいと思ひます。市町の議会と並行して議論することではないということですね。理事会から、このようにしたいという案があつて、各自治体でそれで良いかということを決するということに間違いはないです。卵が先か鶏が先かという話ではないですよ。

それから、議員数をゼロにしろとは言っておりません。その辺についても、勉強してきましたので言ひますが、ゼロにしない方法があります。完全均等割でないという方法もあります。例えば、人口が少ない自治体を1名にせず複数名にするという方法もあります。完全均等割とするのかどうか、具体的に理事会で協議すべきことだと思ひます。

議会と並行して進めることではないです。提案がないものについて各自治体で議論したり、議決したりはできないと思ひています。その点はどうか。

○安部春美議長 近藤理事長。

○近藤洋介理事長 いずれにいたしましても、理事会から一定の方向を出すべきであると思ひます。仮に、変更するとすれば、各首長がそれぞれの市町に持ち帰って議論すべき性質だろうと思ひますし、私も、首長の1人として行政側や市議会の御意見も聞きなが

ら同様に進めなければならないと、このように思っております。

ただ大事なことは、私も置賜3市5町の均衡ある発展を図らなければいけないと思いますし、現時点の理事会運営や、これまでの50年を超える置賜広域行政事務組合の歴史の中で、各財政の限られた状況の中でも各自治体の意を酌みながら、理事会においても議論し、また、この議会においても結論を出していただけてる状況でございますので、これまでの積み重ねを踏まえながら、今日の御提案を受けて、各理事の皆様の御意見を聞いて意見交換をさせていただきたい、このように思っているところでございます。

○安部春美議長 島軒純一議員。

○1番（島軒純一議員）それでは本質的な点についてお伺いしたいと思います。

本件は単なる定数配分の問題ではなく、広域行政への行政需要がますます高まっていく中で、住民代表制の公平性と、広域行政に対する住民の納得感に関わる重要なテーマであります。人口規模や負担の状況に差がある中で、現行の均等配分を将来にわたり、固定的に維持することが果たして望ましいのかどうか。

理事長として、将来的な見通しの可能性を含め、時代に応じた在り方を検討する必要性そのものについて、改めて率直な認識をお伺いしたいと思います。

○安部春美議長 近藤理事長。

○近藤洋介理事長 住民代表制において、人口というのは重要なファクターではありますが、置賜広域行政事務組合は、先ほど申し上げたように、第一義的な構成員は住民ではなく、自治体であるという組織でございます。このことから、通常の議員定数の配分であるとか、言われているところの1票の格差的な議論がそのまま通るものではないと、このように考えております。

いわゆる1票の格差論においても、山形県議会や地方自治体の議員構成を調べてみますと、1番多いところの天童市と1番少ない新庄市とでは2倍以上の格差があります。

置賜広域行政事務組合と山形県では、自治体としての成り立ちが全く違います。これは、所見ではありますが、人口割だけを突き詰めていくと人口の多いところの代表だけが、全てに優先するののかということになります。私も地方議員として、長く地方選出の議員として経験をさせていただきましたが、国民1票が投票だと言ってもやはり、地方と大都市との差は一定程度あるべきだというのは、私の哲学主張でもございます。そういったところから見ても、自治体と置賜広域行政事務組合とでは成り立ちが違うものですから、全て人口を優先してという立場に私は立ちません。

ただし、一方で、時代の要請に応じてということでもありますから、然るべき行政の対応の在り方には、いろいろ議論があると思います。各自治体の代表である理事の皆様と、まずは率直な意見交換をさせていただきたいと、このように思います。

敢えて言いますと、私は人口が1番集約されている米沢市の首長でありますから、なおのこと、特に町の皆様の意見や声というのを大事に聞いていかなければならないと心しておるところでございます。

○安部春美議長 島軒純一議員。

○1番（島軒純一議員）置賜広域行政事務組合の議員数の性質については、地方自治法第287条で規定されており、組合格約で定めておりますので、違法でもありません。ただ、人口規模等に乖離があるということは、地方自治法でも言っていないし、それを認めてはいません。

地方自治法の根底には、住民の意思を適正に反映する代表制の確保というものがあると、私は認識しております。仮に、規約上の議員配分が、現実の人口構成と著しく乖離し、特定の自治体の影響力が過小または過大となっていることから、組合議会の民主的正当性が失われるとか、構成市町の住民代表としての実質を欠き理事長の統率説明責任にも影響しますし、この状態を長期間放置することは、行政運営上、是正を行っているとは評価されても仕方がないと思っております。

理事長は、規約の執行等、組合事務を総理することから、組合の構成や運営が時代の実態にそぐわない場合、必要な規約改正を関係市町に働きかける責務があると、地方自治法からは解されると思っております。本件は、特定の立場の優劣を論じるものではなく、置賜広域行政事務組合という広域自治の仕組みを将来にわたり、持続可能で住民に理解される形へ整えていくための課題であると認識しています。

理事長からは、現行制度の在り方について検討する。話し合いをするという旨が示されました。これは、本組合の制度運営にとって重要な一歩であると、まずは評価するものであります。

今後求められるのは、この認識を具体的な協議と整理へ着実につなげていくことでもあります。検討の場を今後明確にし、一定の時期を見据えて、その結果を議会と共有していただきたいと思っております。その積み重ねこそが、広域行政に対する住民の信頼を高める道でもあります。議員構成の問題は、対立によってではなく丁寧な合意形成によってこそ解決される課題であります。

本日の議論が、置賜地域全体の将来を見据えた制度的前進の契機となることを期待して質問を終わります。

○安部春美議長 以上で、1番、島軒純一議員の一般質問を終了いたします。

午後2時30分 休 憩

○安部春美議長 ここで、暫時休憩いたします。

〔1番 島軒純一議員 自席へ移動〕

午後2時30分 開 議

○安部春美議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4 議第1号負担金の支出につき追認を求める件について外14件

○安部春美議長 次に、日程第4、議第1号負担金の支出につき追認を求める件について

から、日程第18、議第15号契約の締結につき追認を求める件についてまでの議案15件は、議事の都合により一括議題といたします。

この際、理事長から提案理由の説明を求めます。近藤理事長。

〔近藤洋介理事長 登壇〕

○近藤洋介理事長 ただいま上程になりました、議第1号から議第15号までの15案件について、一括して説明いたします。

これらの案件は、米沢市長に対して、本組合の理事長である米沢市長が、負担金を支出したこと、負担金を請求し受領したこと及び土地使用貸借契約を締結したこと等について、民法第116条の規定により追認を求めるため、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第15号の規定により提案するものであります。

以上、提案いたしました各議案について、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○安部春美議長 ただいまの説明に対し、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安部春美議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がございませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第1号から議第15号までの議案15件を原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安部春美議長 御異議なしと認めます。

よって、議第1号から議第15号までの議案15件は原案のとおり決まりました。

.....

日程第19 議第16号組合有財産（救助工作車）の取得の一部変更について

○安部春美議長 次に、日程第19、議第16号組合有財産（救助工作車）の取得の一部変更についてを議題といたします。

この際、理事長から提案理由の説明を求めます。近藤理事長。

〔近藤洋介理事長 登壇〕

○近藤洋介理事長 ただいま上程になりました、議第16号について説明いたします。

本案は、令和7年8月議会臨時会において議決された救助工作車1台の取得について、取得価格を変更するため提案するものであります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○安部春美議長 ただいまの説明に対し、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安部春美議長 質疑はございませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がございませんので、討論を終結し、採決いたしま

す。

お諮りいたします。

議第16号を原案のとおり決するに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安部春美議長 御異議なしと認めます。

よって、議第16号は原案のとおり決まりました。

日程第20 議第17号置賜広域行政事務組合広域交流拠点施設（余熱利用施設）
の設置及び管理に関する条例の一部改正について外1件

○安部春美議長 次に、日程第20、議第17号置賜広域行政事務組合広域交流拠点施設（余熱利用施設）の設置及び管理に関する条例の一部改正について及び日程第21、議第18号置賜広域行政事務組合火災予防条例の一部改正についての議案2件は、議事の都合により一括議題といたします。

この際、理事長から提案理由の説明を求めます。近藤理事長。

〔近藤洋介理事長 登壇〕

○近藤洋介理事長 ただいま上程になりました、議第17号及び議第18号について、一括して説明いたします。

はじめに、議第17号置賜広域行政事務組合広域交流拠点施設（余熱利用施設）の設置及び管理に関する条例の一部改正について説明いたします。

本案は、広域交流拠点施設（余熱利用施設）における維持管理費の増加に伴い、同施設に係る利用料金の上限の額を改定するため提案するものであります。

次に、議第18号置賜広域行政事務組合火災予防条例の一部改正について説明いたします。

本案は、屋外のテント等に設置される消費熱量が小さいサウナ設備に適用される基準を定めるほか、所要の改正を行うため提案するものであります。

以上、提案いたしました各議案について、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○安部春美議長 ただいまの説明に対し、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安部春美議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がございませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第17号及び議第18号の議案2件を原案のとおり決するに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安部春美議長 御異議なしと認めます。

よって、議第17号及び議第18号の議案2件は原案のとおり決まりました。

.....

日程第 2 2 議第 1 9 号令和 7 年度置賜広域行政事務組合一般会計補正予算（第 4 号）

○安部春美議長 次に、日程第 2 2、議第 1 9 号令和 7 年度置賜広域行政事務組合一般会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

この際、理事長から提案理由の説明を求めます。近藤理事長。

〔近藤洋介理事長 登壇〕

○近藤洋介理事長 ただいま上程になりました、議第 1 9 号令和 7 年度置賜広域行政事務組合一般会計補正予算（第 4 号）であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4 2 1 万 4 千円を減額し、補正後の予算総額を 4 6 億 2, 9 2 1 万 3 千円とする。ともに、千代田クリーンセンターごみ焼却施設運転管理業務について、令和 7 年度から令和 9 年度まで債務負担行為を設定し、限度額を 1, 8 0 0 万 5 千円とするものであります。

歳出であります。基金運用利子の利率上昇により、総務費、民生費及び衛生費において基金積立金を増額する一方、衛生費の中田クリーンセンター費では、米沢市下水道事業債償還金の確定に伴う負担金補助及び交付金のほか、実績により光熱水費を減額するものであります。

これらに伴う財源であります。財産収入を増額する一方、分担金及び負担金を減額するものであります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○安部春美議長 ただいまの説明に対し、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安部春美議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がございませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第 1 9 号を原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安部春美議長 御異議なしと認めます。

よって、議第 1 9 号は原案のとおり決まりました。

.....

日程第 2 3 議第 2 0 号令和 8 年度置賜広域行政事務組合一般会計予算外 1 件

○安部春美議長 次に、日程第 2 3、議第 2 0 号令和 8 年度置賜広域行政事務組合一般会計予算及び日程第 2 4、議第 2 1 号令和 8 年度置賜広域行政事務組合消防特別会計予算の議案 2 件は、議事の都合により一括議題といたします。

この際、理事長から提案理由の説明を求めます。近藤理事長。

〔近藤洋介理事長 登壇〕

○近藤洋介理事長 ただいま上程になりました、議第20号及び議第21号について、一括して説明いたします。

まず、令和8年度の本組合予算編成についてであります。廃棄物処理施設の老朽化に伴う延命化のほか、適正かつ安定的な維持管理に努めること、また、消防においては、より一層の住民の安心、安全の確保が求められていることから、更なる消防力の充実、強化に努める所存であります。

予算編成に当たっては、構成市町の厳しい財政状況を十分に認識し、構成市町との連携を図りながら「最少の経費で最大の効果を挙げる」という行財政運営の基本に立ち、基本方針として、1、施設の老朽化対策を重点的に行うため策定した個別施設計画に基づき、維持補修費等を計上し、適正な機能維持及び施設延命化に取り組むこと。2、事業の実施に当たっては、その必要性を見極め、真に必要な経費を計上し、安易な歳出増とならないよう、これまで以上に創意工夫を凝らし、徹底的に無駄を排除すること。この2点を方針として、予算編成を行ったところであります。

はじめに、議第20号令和8年度置賜広域行政事務組合一般会計予算であります。

ただいま申し上げました方針を基本に、「豊かで快適な圏域づくり」を実現するため、次の事項を重点的に推進するものとしたところであります。

1点目は、南陽やすらぎ荘入所者の処遇維持を図るため、給食費の物価上昇を考慮した指定管理料としたところであります。

2点目は、ごみ処理施設の安定的な処理を推進するため、長井クリーンセンター粗大ごみ処理施設の電気設備工事、千代田クリーンセンターリサイクルプラザの施設建屋及び空調設備工事、浅川最終処分場のキャッピングシート布設工事のほか、ごみ焼却施設の延命化事業を推進し、ボイラー・タービン設備などの維持補修工事を行うものとしたところであります。

3点目は、し尿処理施設の廃止に伴い、米沢及び南陽クリーンセンター解体工事を行うものとしたところであります。

以上が重点事項であります。これらに加え、各施設は、老朽化が進んでいる状況にあり、維持管理実施計画に基づき、適切で効果的な施設維持を行うなど、効率的な管理に努めてまいります。

以上の内容から、一般会計の歳入歳出予算総額は、47億3,039万円となり、対前年度比で3億1,748万3千円、率にして7.2%の増額となっております。

以下、予算の概要について説明いたします。

歳出であります。議会費では、管外視察の経費を含む議会運営に要する経費として、215万5千円を計上しております。総務費では、広域連携事業費で、広域連携の研究推進に要する経費及び置賜広域ふるさと市町村圏基金活用事業で、置賜地域や住民とつながるための事業費を計上したほか、広域交流拠点施設事業費で、利用者及び会員管理システム更新に要する経費等を計上した一方、電算共同処理事業費で、標準準拠システム移行に伴う保守運用費の減額などで、5億2,461万3千円を計上しております。民生費の南陽養護老人ホーム費では、指定管理料などの経費として、2億2,562万1千円を計上しております。衛生費では、維持管理実施計画に基づく各施設の維持補修

に要する経費を計上したほか、施設整備事業費で、米沢及び南陽クリーンセンター解体工事費の計上などで、34億2,199万9千円を計上しております。土木費では、千代田クリーンセンターが所管する浅川ふれあい公園の管理経費として、535万5千円を計上しております。公債費では、組合債の元利償還金及び一時借入金利子として、5億4,764万7千円を計上しております。

以上、歳出予算の主なものを説明申し上げましたが、当該経費の歳入財源につきまして、分担金及び負担金では、対前年度比2%増の28億7,305万3千円、使用料及び手数料では、対前年度比5.4%減の7億9,166万9千円を計上しております。

また、繰入金で7,934万3千円、諸収入で1億1,411万6千円、組合債で8億4,990万円を計上するほか、国庫支出金、財産収入などを計上するものであります。以上が一般会計当初予算の概要であります。

次に、議第21号令和8年度置賜広域行政事務組合消防特別会計予算について説明いたします。

先ほど申し上げました方針を基本に、圏域住民の生命、財産を守り、地域の安心、安全を確保するため、関係市町及び消防団、関係機関と密接な連携を図るとともに、次の事項を重点的に推進するものとしたところであります。

1点目ではありますが、消防力の維持を図るため、南陽消防署救助工作車1台の更新を行うものとしたところであります。

2点目は、災害発生時の情報の一元化、相互応援体制の強化を推進するため、置賜地域消防通信指令事務協議会による、置賜地域消防通信指令センターの運用に要する経費を計上したところであります。

以上の内容から、消防特別会計の歳入歳出予算総額は、28億8,710万4千円となり、対前年度比で1億4,385万3千円、率にして5.2%の増額となっております。

以下、予算の概要について説明いたします。

歳出ではありますが、消防費では、常備消防費で、消防職員222名及び消防事務関係職員の人件費、消防救急デジタル無線保守点検業務委託料のほか、旅費、需用費などの経費を含め、21億7,661万8千円を計上しております。消防施設整備事業費では、重点事項で申し上げた、消防車両1台の更新経費のほか、維持管理実施計画に基づき、米沢消防署東部分署及び高島消防署の維持補修工事として、2億5,386万1千円を計上しております。通信指令共同運用事業費では、当該事務関係職員の人件費、消防通信指令システム保守管理業務委託料のほか、置賜地域消防通信指令センターの運営に要する経費として、5,882万3千円を計上しております。公債費では、組合債の元利償還金として、3億9,480万2千円を計上しております。

以上、歳出予算の主なものを説明申し上げましたが、当該経費の歳入財源につきまして、分担金及び負担金では、対前年度比7.7%増の26億8,535万8千円、組合債では、対前年度比22.3%減の1億7,860万円を計上するほか、繰越金、諸収入などを計上するものであります。以上が消防特別会計当初予算の概要であります。

提案いたしました各議案について、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○安部春美議長 ただいまの説明に対し、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がございませんので、討論を終結し採決いたします。

お諮りいたします。

議第20号及び議第21号の議案2件を原案のとおり決するに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安部春美議長 御異議なしと認めます。

よって、議第20号及び議第21号の議案2件は原案のとおり決まりました。

午後2時50分 休 憩

○安部春美議長 ここで、暫時休憩いたします。

午後3時04分 開 議

○安部春美議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程 閉会中の継続調査について

○安部春美議長 ここで、お諮りいたします。

ただいま、第1委員会委員長菅原隆男議員、第2委員会委員長須藤清市議員、第3委員会委員長山口裕昭議員、議会運営委員会委員長島軒純一議員から、閉会中の継続調査申出書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安部春美議長 御異議なしと認めます。

よって、この際、閉会中の継続調査についてを日程に追加し、議題とすることに決まりました。

直ちに閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各委員会における所管事務の調査について、お手元に配付の閉会中の継続調査申出書のとおり申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安部春美議長 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査については、申し出のとおり決まりました。

.....

閉 会

○安部春美議長 以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和8年2月置賜広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。
おつかれさまでした。

午後3時05分 閉 会

議 長

安 部 晴 美

署 名 議 員

工 藤 正 雄

署 名 議 員

菅 原 隆 男

署 名 議 員

高 橋 勝
